

令和 6 年第 5 回平群町議会

定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 3 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	1 2 月 3 日 午前 9 時 8 分 宣告（第 1 日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	な し		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 上 田 薫 理 事 寺 口 浩 代 総 務 部 長 山 崎 孔 史 住 民 福 祉 部 長 松 本 光 弘 事 業 部 長 西 岡 勝 三 教 育 部 長 川 西 貴 通 政 策 推 進 課 長 浦 井 久 嘉 総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕 住 民 生 活 課 長 木 崎 広 親 健 康 保 険 課 長 東 川 美 和 福 祉 課 長 浅 井 実 千 代 こ ども 支 援 課 長 西 岡 直 美 教 育 委 員 会 総 務 課 長 酒 井 智 志 健 康 保 険 課 参 事 石 見 幹 子		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 竹 村 恵		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて （令和 6 年度平群町一般会計補正予算（第 4 号）について） 議案第 5 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		

町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第 5 1 号 令和 6 年度平群町一般会計補正予算（第 5 号）について 議案第 5 2 号 令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について 議案第 5 3 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて 同意第 5 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二

令和 6 年 第 5 回 (1 2 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 1 2 月 3 日 (火)

午前 9 時開議

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) について)
日程第 5	議案第 5 0 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 5 1 号	令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 5 号) について
日程第 7	議案第 5 2 号	令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
日程第 8	議案第 5 3 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 9	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 5 号	教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

開 会 （午前 9 時 0 8 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

感染症予防の観点により、本議会中、議場内でのマスクの着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 6 年平群町議会第 5 回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和 6 年平群町議会第 5 回定例会開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

つい先日まで猛暑だったのが、秋の紅葉シーズンを通り越して一気に冬の気配を感じる季節になってまいりました。暦も師走に入り、町内各所においても年末年始を迎え、にぎやかさと慌ただしさを感じる時期となりました。

さて、9 月議会から 3 か月が経過し、町内におきましても様々な行事が開催をされました。主な出来事について御報告を申し上げます。

9 月 14 日には、平群町商工会の主催により第 2 回へぐり花火大会が開催されました。イベントステージやグルメ、縁日ブースの会場となった総合スポーツセンターでは多くの方々の来場があり、町内各地で夜空を彩った光の祭典を見ることができました。

9 月 27 日には平群町戦没者追悼式を執り行いました。さきの大戦で犠牲となられました戦没者に対し追悼の意を表するとともに、再び戦争の惨禍が繰り返されることのないよう、その教訓を次の世代に語り継ぎ、恒久平和の誓いを新たにいたしました。

9 月 29 日には第 2 回へぐり防災フェスタ 2024 年が開催をされました。今回は、防災公園に加え、町内の自主防災会の参加によりパネルディスカッションや西和警察署の新たな参加、子どもさんたちも参加して、楽しいイベント、また障がいを持たれる方々に寄り添える体験や展示、炊き出しなど、盛りだくさんな催物を行っていただきました。住民の皆様とともに防災意識を高め、災害における減災・防災につなげ、防災活動に御協力をお願いするとともに、この活動が長きにわたり続けていかれることを希望いたします。

第 50 回衆議院総選挙が 10 月 15 日に公示、27 日投開票の日程で行われ

ました。

10月20日には秋の環境愛護デーを実施、各自治会の協力の下、町内の美化活動に努めました。

平群町の農業振興と芸術文化の振興を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、収穫祭と文化祭を一つにまとめたオータムフェスタへぐり2024を開催いたしました。衆議院議員選挙の関係で一部日程変更を行い、10月26日には、平群町の特産物であるバラ、小菊の展示、どんぐり広場ではマルシェも開催され、多くの人でにぎわっておりました。

11月3日には、長年にわたり地方自治の発展、社会福祉の向上、産業の振興・発展、教育文化の向上に貢献された方に平群町自治功労者表彰式を行いました。表彰者は、観光ボランティアガイドの山西和美様、子育てボランティアとなる子育てネット代表など、子育て支援に大きく活躍を頂いております赤松邦子様、団体としまして、平群ヘルスボランティアとして地域社会における自分の居場所探しや居場所づくりを支援、健康増進に大きく寄与していただきました生きがいサポート平群様に、2名1団体の方に表彰を行いました。表彰を受けられた皆様のますますの御活躍を祈念申し上げます。

引き続き、第53回主産物共励品評会表彰式が行われました。表彰式では、花き・花木の部、ぶどうの部、いちごの部で表彰が行われ、また、平群町優良農業後継者では、岡田雄太様が表彰を受けられました。今後とも、なお一層営農技術の向上、農業振興に御活躍を頂きますようお願い申し上げます。

くまがしホールでは文化協会の演技発表も行われ、日頃の文化活動の成果を披露していただく場として、多くの町民の皆様に参加を頂きました。別会場では、芋掘り体験や観光ボランティアガイドの皆様が藤田家住宅と白山神社、弥勒堂の案内をしていただき、平群町の歴史にも触れ合っていました。4日、5日には文化協会によります作品展示が行われ、日頃の文化活動の成果として、絵画や書芸、陶芸品、手芸品など、数多くの展示をされ、多くの人でにぎわっておりました。

11月9日には、第30回なら・ヒューマンフェスティバルが平群町の総合文化センターで開催されました。メインイベントでは、はるな愛さんによります「自分らしく、愛らしく～震災ボランティアの軌跡～」と題して、自分の経験を基にして人権啓発の講演をしていただきました。

11月17日には、以前は町民体育大会として実施してまいりましたが、地域の意見を聞きながら、世代を問わず、町民の皆様が体力づくりや、楽しみながら運動するスポーツイベントとして、平群町スポーツフェスティバルを開催いたしました。イベントを通して多くの人に楽しんでもらいながら、地域の中

の関わり合いや連帯感を含め、自らの健康やスポーツへの関心と意識を高めることができました。

11月23日には、美化統一実践日として、クリーンアップキャンペーンとして県内18コースで一斉に行われ、平群町でも多くのボランティアの参加の下、町内美化活動を行っていただきました。

町と民間事業者との防災協定として、11月14日に土木協同組合との災害時における公共施設の応急復旧の応援に関する防災協定を締結、11月28日には、檸檬会との災害時における福祉避難所施設利用に関する協定を締結いたしました。

奈良県広域水道企業団が令和6年11月1日で認可され、設立されました。12月1日には奈良県広域水道設立式が行われ、議長にも出席を頂きました。

平群のにぎわい創出イルミネーション事業として、町内の玄関口であります平群駅前時計台を中心とした、平群町商工会の御協力を得まして、イルミネーション点灯を12月8日から3月8日までの点灯を予定しております。

また、民間事業者によります2024年の奈良県の町の幸福度自治体ランキングが発表され、平群町は去年の2位から1位に、町の幸福度駅では、平群駅が去年の4位から2位にランキングされました。

さて、本定例会では、上程案件としまして、一般会計補正予算の専決処分の承認が1件、条例改正が1件、各会計の補正予算2件、同意案件が2件、合計7件の案件の審議をお願いしております。いずれの議案につきましても、慎重審議いただき、承認、可決、同意賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。
本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により1番、関議員、2番、須藤議員を指名いたします。本定例会中、よろしくお願い申し上げます。

げます。

次に

日程第２ 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から１２月１３日までの１１日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月１３日までの１１日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

１２月 ３日（火） 本会議（初日） 午前９時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後５時となっておりますので、よろしくお願いします。

１２月 ７日（土） 休会でございます。

１２月 ８日（日） 休会でございます。

１２月１０日（火） 本会議（一般質問） 午前９時より

１２月１１日（水） 本会議（一般質問） 午前９時より

１２月１３日（金） 本会議（最終日） 午後２時から

以上でございます。

○議長

続いて

日程第３ 諸般の報告を行います。

１１月２１日及び１０月１０日と１０月１７日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、報告をさせていただきます。

去る１１月２１日木曜日、議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第５回定例会の議会運営について協議を行いました。

また、１０月１０日木曜日と１０月１７日木曜日には、１１月１６日に実施

しました令和6年度議会報告会についての協議を行いました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして、9月26日と10月17日に開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。馬本公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（馬本隆夫）

それでは、報告をさせていただきます。

去る9月26日木曜日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催を行いました。

案件につきましては、エヌシーバス株式会社の申入れについてであります。当局より説明をもらい、協議を行いました。

また、10月17日午後2時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、エヌシーバス株式会社の申入れです。その中で、委員会の要請により、奈良交通株式会社並びにエヌシーバス株式会社の説明に来ていただき、意見聴取を行いました。その後、当局より説明をもらい、協議を行いました。

以上のとおり、公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

町長より追加議案の申出がありましたので、この取扱いについて議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩といたします。

（ブー）

休 憩 （午前 9 時 1 4 分）

再 開 （午前 9 時 2 8 分）

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。山

田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

町長より申入れがありました追加議案については、本定例会の最終日に上程することに決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

町長より申入れがありました追加議案については、本定例会の最終日に上程することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、追加議案については本定例会の最終日に上程することに決定しました。

続きまして

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度平群町一般会計補正予算（第4号）について）

を議題といたします。

総務部長。

○総務部長

承認第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きまして

日程第5 議案第50号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第50号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7 番

少しお伺いします。

この条例の部分での制限そのものの内容ですね、これがどういうものであるのか、もう少し詳しく、月何時間以内にできるとか、そういうものがあるのであれば、少し説明をお願いしたいと思います。

それと、現在の3歳までの対象者の人数がどれぐらいで、これ、改正されることによって、どれぐらいの対象者の人数になるのか。これっていうのは、今ちょっと説明の中で聞いてたら、職員のほうが手を挙げるといとか、申請してこのあれが使えるという形になるようなふうに受けたんですけども、そういう理解でいいのかどうかも含めてお願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

まず1点目、この制度の改正ということでございますけれども、今、植田議員もお述べのとおり、この3歳、今回は小学校就学前のお子さんの方が

申請をしたら、５時１５分以降の超過勤務、時間外勤務のほうを、免除という言い方は変ですけど、そこを解除できるというふうな形になっております。

そして、対象者ということですけど、今現在、３歳までに達するお子さんにつきましては１５名の者が対象になると。そして今回、改正後の対象者、小学校就学前になるまでにつきましては２４名の職員が拡大になりますので、全体で３９名の職員の対象になるということでございます。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○ ７ 番

今現在が１５名ということ、これは申請を出された方が１５名ということですか。対象と聞いたから、その子どもさんを持つてゐる職員全部の人数かなと思ったんですけど、今現在も基本的には申請主義であるならば、そのうち何名の方がそういう形で申請をされてゐるのかということも含めてちょっとお願いしたいと思います。

拡大して２４名になるけど、それはまだこれからの申請になってくると思うので、そこら辺は分からへんにしても、今現在、１５名のうちどれぐらいの方が、全員が上げてはんのかどうかも含めて、そこら辺、ちょっとお願いいたします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません、ちょっと説明が申し訳ございません。

今現在の対象者ということで御説明させていただきました。その中で、令和５年度、令和６年度につきましても、今現在申請してゐる職員というのはございません。実績はなしということでございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより、議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第6 議案第51号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第5号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第51号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。

○11番

債務負担行為のところの学童保育外部委託料のことをもう少し詳しくお話しただけませんか。

○議 長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

お答えします。

学童保育の債務負担なんですけれども、7年度が5,760万円、8年度が5,844万円、9年度が6,000万円の合計1億7,604万円となっております。こちらのほうは、人件費、物件費、学童保育での活動費、またコドモンとかも入れる予定ですので、そちらのほうの通信費と、7年度に関しては開設準備費のほうが含まれております。

以上です。

○議 長

森田議員。

○ 1 1 番

そうじゃなくて、それも含めてですね、どういう決め方をされたのか。当然委託ですから、以前のお話であればですね、入札等でお決めになったというようなこともあったと思うんですけどね、その辺のことも詳しくお話しいただけませんかでしょうか。

○ 議 長

西岡こども支援課長。

○ こども支援課長

今回は、公募型のプロポーザルのほうを行いまして、先日、11月28日にそちらのほうのプロポーザルのほうが終わりました。参加の意向を示したのは2社でして、プロポーザルの提案されたのは1社ということで、今、公募型プロポーザルの資格審査があって、結果のほうなんですけれども、契約候補者としまして、ハーベストネクスト株式会社のほうに今決定しております。

以上です。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

委託先がハーベストネクストさんですけども、この会社は、近隣で同様の事業委託を受けてるところがあるんでしょうか。

○ 議 長

西岡こども支援課長。

○ こども支援課長

こちらの近隣になりますと、県内ではされていないのですけれども、近くで言いますと、京都府のほうの宮津市、与謝野町、2件では近くのほうでされております。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

ということは、奈良県内、近隣も含めて委託されてるところはないというふうに理解していいんでしょうか。

○ 議 長

西岡こども支援課長。

○ こども支援課長

現在、近隣、奈良県内ではされていませんけれども、先日、三郷町のほうで

運営開始確定ということで、7年度4月からということで、ホームページとかにも上がっております。

○議長

森田議員。

○11番

関連してね、この事業で、財源内訳ですね。これ当然、どのようなことで運営されていくのか。保護者の負担もあるわけですけど、概括的にね、町がどれだけ負担して保護者が負担して補助金があるのか、分かれば。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

現在と同じように、保護者の負担はそのまま残ります。町の負担、補助金がありますので、今までどおり子ども・子育て支援交付金のほうで、国・県で町の負担ということであります。

○議長

森田議員。

○11番

そうじゃなくて、金額的にどのような財源内訳を考えておられるのか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

7年度で言いますと、町の負担でいきますと、2,101万4,000円の一般財源を充てるように財源としております。

○議長

森田議員。

○11番

このような事業ね、私は非常に子育て支援でこどもまんなか社会でいいと思うんですけどね、何か住民の方ね、町の負担が当たり前というように思う方が結構いらっしゃる。町がこれだけ負担してるということをやっぱり理解してもらわないといけないと思うんです、これ以外も含めてですよ。これを優先すれば、ほかのものを何かやめないといけないわけですから、そういうことも含めてですね、何かいい方法があればですね、何か、住民にもですね、町がこんだけ負担してるということも、やはりPRしていくべきじゃないかというように思います。これは意見として申し上げておきます。

○議長

ほかにございせんか。植田議員。

○ 7 番

私のほうも、この学童保育の運営の関係で、ちょっと委託の関係で質問したいと思います。

一つは、交渉先が決まったということで、プロポーザルのね。先ほどちらっと、現在その会社が県外でも委託をしてるところがあるというふうに、ちらっと御紹介された。どれぐらいの展開をされているのかね。実績がどうなのかっていうのは非常にやっぱり気になる場所なんです。とりわけ県内では、今回、隣の三郷町もその対象に上げられたと、うちとということで。ほかは、どっか学校給食か何かで大和高田のほうやったかな、ちょっとそこのホームページ見たら載ってたような記憶はするんですけども、だけど、いかんせん学童保育については、県内では今回初めてになるかもしれないと。だけど、その実績はもうひとつよく分かれへんという状況があるんですけど、そこら辺、町としてはどのような認識を持っておられるのかお聞きをしておきたいというのと、それから、平群町はお金がないというのをしょっちゅうおっしゃってる中で、子どもの学童保育というのは、今絶対必須な部分なんですけれども、今回ここに委託をするということで、言わば、費用負担としては全体的に増えるわけですね。これ、3年間の委託の総額を単純に3年間で割ったら1年で5,860万円ほど。それで、今直営で平群町が行ってる学童保育に係る費用が令和6年度の予算で4,700万円幾らかということで、単純にこれを見れば、1年間で1,000万円アップするという形に思ってしまうんですけども、そういう見方でよろしいですか。その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○ 議長

松本部長。

○ 住民福祉部長

すみません、2点ほど御質問いただいたかと思います。

まず、実績ということでございますけれども、先ほど、学童についての実績、課長が答弁申し上げましたとおりでございます。近隣、近畿におきましては京都で2か所、学童を実施されておられるということで、その他、東京であったりとか岐阜であったり神奈川であったりということで、学童の委託を受けておられるということで把握をしております。

あと、それと給食業務ということで、それにつきましては、県内におきまして8市町ですね、既に給食のほうは受託をされておるというふうに認識をしております。

学童の実績が、近畿府県、また関東地域ということでの5市町ということで

の実績でございます。ほかにも学童を実施をされている事業者、あるわけですが、議員もよく御存じであるかと思いますが、たくさん受託をされている事業所も実際ございます。ただ、このハーベストネクストという会社におきましては、まだその点においては、実績については浅い部分もございますが、ただ、近隣の京都で実施をされておられます学童のほうにも、我々、視察にも行かしていただきまして、そこの市町村の担当職員からも実態のほうを調査をさせていただいております。そういった中で、まだ浅い実績ではございますが、特段そういった問題点であったりとか、委託をして何か問題があったということではないということで、委託してよかったというふうな意見も頂いてますので、そういった部分では、今後、平群町においても、我々も当然関わっていくわけでございますので、浅い中での実施ではございますけれども、町も十分関わりをしながらですね、保護者であったり子どもさんが楽しんでいただける学童ということで実施をしていきたいというふうに考えております。

あともう1点、費用の増加分ということでございます。

議員おっしゃっていただきました、今後3年間、なべて5,800万円程度ということでございますけれども、実際、6年度予算で4,700万円ということで議員おっしゃっていただきました。それ以外にですね、学童の費用として出てこない部分での費用がございまして、それら全体的に学童に係る費用として見たときに、6年度予算でおおむね5,100万円費用がかかっておりますので、そういった部分からいくと、約600万円から700万円程度の増になるというふうにこちらのほうでは積算のほうをしております。

以上です。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。実績はまだ学童については浅いということだったので、やっぱりそこら辺は私、危惧するところかなというふうに思います。基本的に企業というのは利益を上げるというのが目的ですので、企業使命ですので、そういう中でどうなのかなというのが、その実績が浅いという中で、今のところ部長のほうからは、聞き合わせに行った自治体では問題なく行われてるということだったんですが、そこら辺がやってみないと分かれへん部分はたくさんあると思うのでね、そこはちょっと危惧するところは私自身はあると思います。

それと、費用の面については、ここに上がってる学童保育運営の費用以外にかかるところで、それを入れ込んで600万円から700万円アップになるというふうな答弁でした。いろんな意味で、財政が大変だといっているところ

ろでなかなか予算が削られたりとかっていう中で、大きな金額であると思はいます。

それとね、それ以外のところでちょっとお聞きをしたいところがあるんですけども、ごめんなさい、ちょっと待ってくださいね。

9 ページのところの施設利用料の給付費の70万円の増なんですけども、私立保育園のこれは保育料の無償化に関わるとこなのかなと思うんですけど、対象園が何園ぐらいで、何名の子どもたちがいてるのか。昨日ちょっとお伺いしたときには、この事業に移行されてないというふうなことをお聞きしたんですが、それは一体どういうことなのか、その点、ちょっともう少し詳しく説明を願いたい。これ、今後手続が進んでいくようなものなのかどうか、今回みたいな形で毎年出てくるような状況になるのか、そこら辺、ちょっとお聞きをしておきたいと思います、まず。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

ただいまの御質問のほうなんですけれども、議員お述べのとおり、保育料の無償化に係る分の、こちら、昨日もちょっとお話しさせていただきました、新制度の移行していない未移行園ということで、現在8名の方が通われてるんですけども、未移行園に通園してた支払い対象者は9名で、そのうち1名は転出されましたので、現在通園されているのは8名の方になります。通園されている、4施設の幼稚園に行かれております。

こちらのほうの、従来どおりの幼稚園として今されてるところが施設移行されるかどうかっていうのは、ちょっと今、こちらのほうで、今行かれてるところの園がこれからどうされるのか分からないんですけども、制度的には未移行園に行かれてる方がいらっしゃるんですけども、このように無償化の対象で、お金の支払いのほうはさせていただきます。また、本人さんが選ばれる私立幼稚園とかが多いので、転入、転出でそちらの園に通われてたとかで来られる場合もありますので、ちょっと、この制度自体はしばらくは続くのかなと思っております。

○議長

植田議員。

○7 番

新制度で、幼稚園として残る部分のところに対して出されるということですね、新制度への移行というのは。ごめんなさいね、今聞いてたら、こども園はその対象じゃないっていう話。だから、こども園に移ってしまったら移行したという、そういう考え方になるのかなあと聞いてて思ったんですけど、そこら辺

どうなのかなってというのがちょっと、それだけごめん、教えてください。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま御質問にお答えさせていただきます。

未移行の幼稚園ということですが、これにつきましては、子ども・子育て支援法、法が施行されて、施設型利用給付費という費用の賄い方になっておりまして、今もう既にこども園になっておられるところにつきましては施設型給付費ということで支給しているんですけれども、未移行の幼稚園につきましてはその制度にのっとっておりませんので、その部分について、無償化についてはこういった形の予算化という形になるわけなんです。

今、一般の幼稚園におきましても、こども園化ということで、制度にのっとったような形の施設型給付を受けるような施設へどんどん移行されていってまずんで、少なくなっていくとは思いますが、先ほど課長が申し上げましたように、残る幼稚園、移る幼稚園が存続するということがありますので、これについては、こういった予算の組み方というのには残るということでございます。

○議 長

ほかにございませんか。須藤議員。

○ 2 番

学童保育の件でお聞きします。

ハーベストネクストさんですか、決まったということで、見学に行かれたということですが、従来の説明でですね、人員の確保というのが最も課題だというふうに御説明があったと思うんですね。この実際にやられてるところ、何施設程度あってですね、そのうち有資格者が何人おられるのか。今後、平群をもし契約交わしてやっていく段になりますとですね、スタートでかなりの人数がやっぱり要るわけなんですよね。それだけの余裕をお持ちなのかどうか。それとも、今後これから雇用していくのかっていうね、そういうところがちょっと心配なんですね、実はね。ハーベストさんのほうで、例えば、取りあえず統括をされる方が、経験者がおられて、その方が来られるのか、その辺りもね、実際にもう半年程度しかないわけですから、スタートするに当たって非常に心配な面なんです。実際にハーベストさんがやってられるほかの施設でですね、定着率ですね、指導員さんの、それもちょっと気になる場所なんですよね。取りあえずスタート、全然当てもないというところで募集して来られて定着が難しいなんてことになると思います、スタートで大混乱するわけなんですよね。そういう意味で、ここの会社が何らか担保できる力があるのかどうか、その辺り

ちょっと、分かる範囲で教えてください。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

人員の確保ということでの御質問でございます。

先ほど私、実際に請け負われておられる市町のほうに出向いてというお話をさせていただきました。そこで話を聞く限りですね、指導員の方が直営から、もしくはほかの法人であったりから委託を受けられて指導員の方が辞められたというような事実についてはいらっしゃらないというふうに確認はしております。

議員の御指摘といいますか、我々もその点については危惧しておるところでございますけれども、指導員の確保ということでございます。我々も従来からも申し上げておりますとおり、まずは今、勤務しておられる指導員の方がそのまま残っていただいて、今までどおり、その指導員の方が指導に当たっていただくと、これが第一、大前提でございます。そのハーベストネクストの企画提案書の中でもそれがまず優先であると。今働いておられる方を継続して雇用して、なおかつ、その方々がもし責任ある立場、主任指導員であったりになっていただけるということであれば、その方々の希望を優先して確保していくと、まずはそこからだというふうに考えております。

この候補者ということで、今、これから契約に向けての手续に進めていくかということにはなってくるんですけれども、そういった中で、まずは指導員についての説明であったり、この点については十分にさせていただいて、今の指導員をまずは確保していくということでございます。万が一ですね、議員もよく御存じだと思います、他の市町村で受託するに当たって、指導員さんが多数退職されて運営に支障を来すという市町村があったということを私も認識しておりますけれども、まずはそういったことにならないようにということが大前提の上で、万が一、今確保している指導員の方々が少し足らなくなって学童の運営に支障を来すということになればですね、その事業者はその指導員の採用、雇用ということを求めていくということになってくるわけでございます。

その方法についてということでございますけれども、これも以前私、お答えさせていただいたことがあるかと思いますが、その事業者が求人の広告代理店との提携もされておられまして、そのノウハウを生かした上で求人をされて募集をして、そして採用を行っていくということで、まずは学童の運営については指導員の確保が一番でございますので、その辺については、我々も十分に関与しながら、4月1日に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えて

おります。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

ちょっと答弁が一般論になっているような気がするんですね。私、求めたいのは、民間に委託して、その民間のこういう施設の運営のノウハウだとかいうのを活用してね、例えば指導員さんの資質向上だとかですね、こういうこともやっていくんだということですから、今から雇って来ていただいてではないと思うんですよ。要は、ハーベストさんで実績を積まれて、いろいろ指導員さんの指導まで含めて経験される方っていうのはやっぱりどうしても必要じゃないかなと思うんですよね。その辺りはこれ、ハーベストさんのほうに要求はされてるんですか、それとも、当てはないということになるんですか。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

当てがないというわけではございませんけれども、指導員の配置に当たりましては、我々も当然要求はしております。資格を持った方を指導員に当てるといことで、保育や教育に従事された経験のある方、また学童の指導員、また教員免許を持っておられる方、保育士免許、社会福祉士の免許、資格などを持つての方について優先的に雇用していただいてそれぞれ配置をしていただくといことで、事業者のほうからの提案も受けておりますし、我々もそれを望んでおるといことでございます。

○議 長

須藤議員。

○ 2 番

今から雇用じゃなくてね、要はそういう実績やとかノウハウだとか、お持ちの方っていうことが、多分スタートアップの段階ではですね、まず必要だと思うんですよ。今の指導員さんの方、そのまま雇用するというのは、それはもちろん私も大賛成なんですけど、新しい展開といことでやっていこうといことですから、ハーベストさんにそういう経験のある方、実績をお持ちの方、例えば1年でも2年でも派遣いただくと、取りあえずね、統括的な立場でももちろん配置されるわけですから。その方がノウハウがなければね、これ話にならないと思うんですよね。そこはどうですか、ハーベストさんにそういう要求してですね、取りあえず、まずしっかりとした方に来ていただいてスタートするんだといことを申入れする必要があるんじゃないですか。

○議 長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

組織体制ということで事業者からも提案を受けておるわけですが、エリアマネジャーのほうを配置をしていただきます。その方、当然実績といいますか、経験といいますか、マネジャーですんで、当然、事業全体を把握して統括をしていただく方になりますので、その方を配置をしていただくと。その方については、生駒郡内に居住されて、この平群町の学童専属という形でやっていただくということでの提案を受けております。

○議 長

ほかにございませんか。植田議員。

○ 7 番

あと、子ども医療費の助成の関係で、結構この時点で増えているという、1,000万円かな、超える状況で増えてるという状況なんですけれども、これもう少し、何でこういうふうに増えているのかっていう問題と、県の負担金との関係でいけば、県から入ってくるお金、少ないなというふうにちょっと感じちゃったんですけれども、割合的に2分の1ということであるならばね。そこら辺はどういうことなのか、その説明をお願いしたいと思います。

○議 長

東川健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

子ども医療費が増えているという理由なんですけれども、予算計上時は3年度、4年度、5年度の見込みを見さしていただいて、その平均値を取り、伸びを見ずにちょっと計上させていただいております。5年度途中にコロナ禍がちょっと解けまして、マスク等が外れるというような感染対策が薄れた状況になりました。5年度に引き続き6年度は、今もですね、それが薄れたことによって、感染症が逆にまたはやってしまったということで、コロナであり、インフルであり、マイコプラズマ肺炎とかアデノウイルスとか、そういったいろんな、これまで抑えられていたものまでが拡大してしまってるというところで医療費の伸びが見えてきています。そのために、ちょっと補正というところです。

その補正額に対しての県の補助の割合、2分の1じゃないんじゃないのっていうところなんですけれども、子どもなんか特にですね、一部負担金、外来については500円、入院についても500円、小・中・高の子どもさんについては、制度の一部負担金がございます。そこまでに、外来であっても、一医療

機関ごとに500円というのを負担していただく分があるんですけども、平群町はその分も助成させていただいています。そこってというのは町単独事業分で、それを越えた部分に対して、県の補助の対象額が出てくるんですけど、越えた額の2分の1っていう助成になるので、その加減で、計算上2分の1というわけにはいかないんで、こういう補正をさせていただいております。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。稲月議員。

○6番

すみません、学童保育のことなんですが、非常に大きな額で、非常に大事な子どもさんたちをお預かりする業務という非常に重要な業務の委託を民間に任せるといって、そういうあれなんですが、結局最終的には1社しか提案がなかったと、プロポーザルでの入札でね、ということなんですが、私、このハーベストネクストですね、ここの業者が特にやってはる、実際実施してはるところで大きな問題はない、別段問題がないということで選定をされた、最終的にはね、という理由だったというふうに理解をしたわけですけども、非常に私、そこんところが引かかるんです。やっぱりすごく大変大事な事業、学童保育っていうのはね。ほんまに、一番成長期の中でも大事な学童期、低学年の子どもさんが中心になって学童期をお預かりする施設、そこを今まで公的な機関、平群町が責任を持って実施をしてきた業務やったと思うんです。そこが人の問題でうまくいかなかったからということで民間に委託をする、そういう大切なところを委託するに当たってね、非常に消極的やというふうに思うんです、その選定をされた理由ですね。特に問題がない、何か大きな事故が起こらへんかったらね、それで今まで起こってないから、それは問題がないというふうなふうに私は取れました。やっぱり、そういう消極的なところでは私は困るというふうに思ってます。本当にここがすばらしいんやと、安心してお任せできるんやというね、何か、これやというふうなことを町のほうが感じたというか、そこを確信をしたから委託をするんやというふうなね、何かそこんところまでは、何か一切私には伝わってこなかったっていうのが非常に残念でなりません。私自身は、そんな消極的なところで選択をされるような委託業者なら私はしてほしくないというふうには今のところ感じているところなんですけども。

あと、京都で2か所で与謝野町には行ったということだったんですけど、神奈川や岐阜県、ここらでも何件か、何ケースかあるんだらうと思うんですけども、そこらの状況、実際足を運んで学童の状況を見てこられたのかね、そこでもって判断されたのかっていうところ辺も含めて、もうちょっとだけ、ごめん、

時間かかってるからあれなんですけども、教えてほしいなと思います。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、誤解があってはなりませんので、改めて御答弁申し上げたいんですけども、問題がなかったからこの業者に決めたというわけではございませんでして、先ほど植田議員からの御質問の中では、実績が浅いけれどもどうだという御質問であったので、それについては、他の町も視察をさせていただいて、そこで働いておられる方、そこの職員に話を聞いた上で、今のところ、特段委託に当たって問題がなかったということでの話をさせていただいたということ、ただ単純に提案を受けて、そこの業者は問題がなかったからといってそこに決めたわけではございません。

なぜその業者に決めたのか、民間委託について方向性を取ったのかということについては、今までも御説明申し上げてまいりましたけれども、様々な課題に対応していくために委託を行うと。細かくは申し上げませんが、例えば保護者の要望であったり、それらについても、今回の委託することによって実現が図られるということも含めてですね、そういった提案を受けた中でその提案の中身を審査して、この事業者と契約をするかどうか、交渉権を付与してですね、これから契約に向けての手续といいますか、作業に入っていきたいということでございます。

ほかの、例えば関東であったり、岐阜であったり、そこの市町村について、視察、実際足を運んだのかということでございますが、これについては、残念ながら私も、今のところそこまでは足を運んではおりませんが、そういった他の市町村においてもですね、しっかり現地に出向くことはできないとしても、話を聞いた上で、何か課題があるのであれば、その事業者はその課題の克服を求めているというふうに思っております。

○議長

ほかにございませんか。須藤議員。

○2番

稲月議員がおっしゃったのは、私すごく理解ができます。消極的だという御指摘を今されたんですが、端的に言ってね、例えば、何十年も前の話じゃないと思うんですよね、受注というんですか、京都のほうでやってるよと。何がよかったのか、子どもたちにとって何がプラスやったのか、保護者はどう感じているか、この辺りはどうですか。

○議長

西岡こども支援課長。

○こども支援課長

今回、視察のほうは宮津市と与謝野町に行かせていただきました。与謝野町に関しましては、ちょっと指導員不足で、4月から学童保育が運営できるかどうかというところのときにこちらのハーベストさんに委託されたっていうことで、安心して委託を今任せられてまして、保護者の方も、ちょっとそういう状況もあったので、保護者の方からは、いろんな、ちょっとイベントごととかも増えたこともあって、保護者の方からは期待度の声を聞かれましたということで与謝野町のほうでは聞いております。

宮津市のほうは、こちらのほうはハーベストさんが一番初期で始められた学童保育所でありまして、こちらのほうでは指導員の方にもお話聞かしていただきまして、この方はもう委託前から来られてる方でして、特段何かそういう問題事があったとか、民間になったのでこう変わったっていうのは、特にお子さんも指導者のほうもないっていうことでお伺いはしております。

○議長

須藤議員。

○2番

質問した内容と違うんですけどね。要は、民間のノウハウだとかプラス面ですよね。今まで、例えば平群の学童が別に事業として破綻したわけでも何でもないわけで、子どもはしっかり学童通ってられるわけですよ。それを民間に切り替えて、年間の住民の負担が増えるということになるわけですね、結果的に。それに対してプラスがないのかと。これ、今おっしゃったんは、安定した雇用ということで今課長おっしゃったと思うんですけども、それについてはね、長期の不安というんですか、人員不足っていうのはね、今まで答弁でも聞いてないんですよ。長期で安定して雇用すると、そういう意味でね、人材確保ということで必要なんだという御答弁だったと思うんですね。それから言うんですね、ちょっとかみ合っていないっていうのかな、今の平群の状態が来年どうなるのか、指導員が不足でもう開設できないよというふうな状況じゃもちろんないわけでしょう。ということは、これ、予算もかけてですね、新たな形に変えていこうというわけですから、当然これ、プラスがないと、お金だけプラスだと、それでは駄目ですよ。要は、中身としてプラスがあるんだよと、子どもにとっても親御さんにとってもということでないですよ、確信持てないですよ、これ、じゃあ賛成しましょうということにならないですよ。その辺り、どうなんですか。それで本当に確信を持ってですね、これは住民に堂々と胸を張って提案ができるんだと。こういういいことがあるよと、こういうすばらしいことがある

んだよということを提案をしないと、御負担もお願いするわけですから。当然、切替えに当たってはですね、やっぱりリスクがあるわけですよ、子どもたちにとってもね。これは前の議会で申し上げましたけどね。それを上回るようなプラスがあるんだとしっかり説明する必要があるんじゃないですか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

保護者の方であったり、子どもたちが今まで以上に民間委託化することによって喜んでいただけるようなサービス内容ということでございます。従来より保護者の方々から要望のありました長期休暇中の昼食の提供、これも実現に至るというふうに思っておりますし、子どもたちの出席状況、退席状況などもコードモンというシステムを使って保護者の方にダイレクトに情報が流れる、また学童の情報も、相互において保護者の方との情報交換が図れるという部分におきましては、今回、これによって実現がされるということですんで、保護者の方に喜んでいただける。また、学童での催しについても様々な企画運営をされるということでの提案も受けてますんで、子どもたちが楽しく学童保育所で生活ができるということのメリットも出てくるというふうに考えております。

何よりも指導員の中身といいますか、質の向上という部分で、これは我々、反省もございませうけれども、もっと研修などについて力を入れておくべきであったかもわかりませんが、それについても、最低でも月に1回の研修が実施をされて、指導員の方の質の向上がされるということになれば、当然、学童保育所の質が向上して、子どもたちや保護者の方にとってのメリットということでも出てくることであろうというふうに思っております。

○議長

森田議員。

○11番

松本部長ね、これハーベストネクストさんで公募型プロポーザルで決まったんでしょう、もう。決まったんでしょう。だから、問題のないように運営していただくというだけじゃないですか。こんなこと、新規でやればですね、トライ・アンド・エラーでですね、やっぱり試行錯誤で、今皆さん方のほかの議員が質問してることを問題のないように、問題が起こったときにどう対処するかということじゃないかと思うんですけども、もうこれは決まったことですね。だから、もうそんなことは、町にもともと戻すということもできないわけじゃないですか、社会的な責任として。だから、私は思うんですけども、新しいことをやれば、当然問題も起こるでしょう。それを迅速的に解決するのが町の役

目じゃないかと私は思うんですけども、決まってることですね、もう。もう変えることはできないんでしょう、もう。その辺のこと、もう一度答弁してください。

○議長

部長、ちゃんと答えて。松本部長。

○住民福祉部長

町の方針としましては直営から民間に委託をするということで方針決定をさせていただいて、その上で、今手続を踏んでおるところでございます。公募型のプロポーザルによって契約の候補者を決定をさせていただいたと。これは当然、町としてこの事業者が契約するに望ましいということでの決定でございます。今、議員おっしゃっていただいたとおりでございます、業者、民間化するにして、直営ということでも同じかとは思いますが、やはり安全で安心の学童保育所を運営していくと、これはこれからも、今までもそうですが、課題でありますし、それを実現していく。何かあったときには必ず善処して対処していくということ、当然のことでございます。いろいろ議員各所より御指摘もしていただきまして、危惧していただいていることもございます。我々もそれ、同じでございます、決してそうならないようにしていくということが必要であるというふうに思っておりますし、これから気を引き締めてですね、今まで以上に責任感を持って、この学童保育の運営については当たっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。馬本議員。

○12番

今までいろいろ議論聞いてましたけども、なぜ民営化を進めたか、原点に皆戻ったらええと思うよ。指導員が22名では足りない。そこで、いろいろ事情があって指導員が欠席される場合がある。そのときに、役場の会計年度職員、教育委員会から補填してましたよと。職員の犠牲によって、職務専念義務、これ、地方公務員法に抵触するんじゃないですかということを提案もしました。その中で、民間に当たって、まず保護者はどうおっしゃってますかということもアンケートも調査され、いろんなことも調査されました。結論的には保護者はゴーでございました。そして、指導員の方々のお話でございました。指導員についてもお話しされ、その結果、ゴーでありました。

そこで、いろいろ民間にしては危惧が、いろいろな事故が起こるん違うかというお話もございました。私、調べた結果、前言ったとおり、数件の骨折事故が平群町の公設公営で発生しておることが分かりました。ある議員は、

育成によって骨折するのは当然の話もありますというお話もされました。そこで、このままいけばどうでしょう。来年度、公設公営で学童保育ができるんですか。隣の三郷町は9月議会で債務負担行為を可決されました。平群町にとっても、この12月が最終リミットでございます。

まず1点目聞きます。公設公営を令和7年度は行政としてやっていただく自信ございますか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

来年度において公設公営でやっていくことができるのかどうかということでございます。今までも全員協議会なども開催をしていただきまして、私、答弁などもさせていただいておりましたとおり、なかなか人材の確保という部分については困難を極めておるというところで、職員が足りないときにはその学童保育所に指導員として指導に当たるという現実があったということでございます。このまま公設公営でということになれば、当然そういった状況は引き続き行われるということでございます。職務専念義務ということでのお話もございましたが、決して職員がそういった形で指導員として現場に出向くということについては好ましいことではないというふうに、本来当たるべき職務がございまして、指導員という形で指導に当たるということは望ましいことではないということでも思いますし、なかなか公設公営のままでこのまま実施をするということになりましたら、当然今までと変わらないという状況が続くというふうに認識をしております。

○議長

馬本議員。

○12番

全協かな、この委員会のいろいろ、今までに当たって、今回、民間に委託した場合、特別支援児の対応もしていただけると、そのメニューの中に入ってたね、たしか。そうですね。その点どうですか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

特別支援の子ども様の対応ということで、今既に学童保育にも特別支援の子どもさんがいらっしゃいます。今後も増えていくだろうというふうには予測しておるところでございますけれども、この事業者からの提案の中で医療法人と連携をされておられまして、特別支援児童に関しての関わり方であったりとか、

それらについて、それぞれ相談をした上で、その特別支援の子どもさんの指導に当たるということでの提案を受けておりますので、より適切でより親切、その子の生活に合った指導がされるのであろうということでの期待を寄せております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。植田議員。

○7番

この議案第51号 令和6年度一般会計補正予算（第5号）については、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算に計上されていましたが、今もいろいろ議論がありました債務負担行為の補正に上げられている学童保育運営の外部委託について、この間の行政側は、口を開けば財政が大変だ、大変だと言いながら、直営より年間600万円から700万円を超える経費を増やしてまで民間に委託しようとしています。しかも、このことが議会に外部委託選定を知らされたのは今年の7月19日の全員協議会でした。その上、来年4月からの運営委託をするとのこと、あまりにも拙速過ぎると思われます。子どもたちにとっても、指導員の先生が変わることになれば、影響は大変大きいと思います。引継ぎ等にも十分な時間が取れなくてトラブルが起こってしまった事例も、私もこれまで一般質問などで紹介してきました。大阪府吹田市では、業者委託が決まってから1年間の引継ぎ期間を取るなど、移行期間をしっかりと設けているというお話もお聞きをしています。

600万円から700万円の年間予算が増やせるなら、私はまず人員確保や統括マネジャー、あるいは各学童に主任指導員を置くなどの体制を、現在の公設公営の中で行う努力をすべきだと考えています。学童保育の民間委託で全国的にも県内でも様々な問題が起こっていますし、企業は利益を上げることが使命です。あまりにも拙速な学童保育の民間委託は子どもたちへの影響も大きいことから、この補正予算については反対をいたします。

以上です。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

今回の補正については賛成の討論をさせていただきます。

先ほど、質疑の中でありましたように、今まで職務専念義務を犯してまで、違反してまで補填していた。その指導員の補填についてはもうでき得ない。でき得ないで当然であります。職員は、職務専念義務に、その業務に徹するため雇用された職員でございます。それは、住民の公共福祉に寄与するためであります。そして、できれば公設公営は僕も望むところなんですけども、先ほど言いましたように、指導員の補填ができ得ない。そして、致し方なしにはなしに、保護者並びに皆さんの関係者の意見を聞きながら、それも尊重しながら民間委託を行うということで、今度、プロポーザル方式で一定の会社が内部で決定したということでございます。

この件につきましても、来年度、法を違反せずして職務専念義務を公務員に務めてもらうためにも、私はこの議会が最終の12月議会で債務負担行為の議決の議案であります。それについては賛成いたします。

また、今後民間委託になりますと、いろんなメニューもまたいろいろ考えていただくこともあるでしょう。子どもたちにとっては、福祉向上に私はつながるものであるというふうに信頼もしておるところでございます。また、今回の補正につきましても、ここにありますように、障がい者の扶助費並びにいろいろな関係のせねばならない業務の歳出であります。この件について、それを財政調整基金をもって負担をしている今回の補正予算であります。よって、私はこの補正予算に賛成をいたします。

以上であります。

○ 議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○ 議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第５１号 令和６年度平群町一般会計補正予算（第５号）については原案どおり可決されました。

１１時まで休憩とします。

（ブー）

休 憩 （午前１０時４５分）

再 開 （午前１１時００分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

日程第７ 議案第５２号 令和６年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第５２号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第５２号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第8 議案第53号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約
の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第53号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第 9 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

同意第 4 号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 野上威志は、令和 6 年 1 2 月 1 7 日をもって
任期満了することから、下記の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3
項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町竜田川 3 丁目 1 1 番 1 6 号

氏 名 野上威志

生年月日 昭和 1 7 年 2 月 1 9 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 4 号の固定資産評価審査委員会の
委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第 4 2 3 条に規定されているとお
り、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設
置された重要な役割を持った役職であります。

野上威志氏は、平成 1 5 年 1 2 月より固定資産評価審査委員会委員として、
また平成 1 8 年 2 月からは当委員会の委員長として御活躍を頂いております。
これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き、固定資産評価審査委員
会委員として御活躍を頂きたいと考えております。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明と
させていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第４号について採決を行います。
本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第４号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては原案どおり同意することに決定しました。
続きまして

日程第１０ 同意第５号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

同意第５号

教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

教育委員会委員 堂間寛子は、令和６年１２月７日をもって任期満了するから、新たに下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

令和６年１２月３日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町菊美台４丁目１１番５号
氏 名 片山絵里加

生年月日 昭和 6 3 年 8 月 1 2 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。西脇町長。

○町 長

それでは、ただいま局長より朗読のありました同意第 5 号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、提案の説明をさせていただきます。

皆さんも御承知のように、教育委員は、地方行政組織及び運営に関する法律の第 4 条に明記されているとおり、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者となっております。

片山絵里加氏は、警察官として、地域社会における様々な事案を職務として経験され、現在も奈良県警察本部県民サービス課で御活躍をされております。また、御自身も子育てを経験され、保護者としての目線、警察官としての地域社会の携わりなど、いろいろな立場の角度から教育行政に御意見を頂けると考えております。つきましては、新たに委員として任命をいたしたいので、御同意いただきますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第 5 号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第 5 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについては原案どおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前 1 1 時 1 1 分)